

議員提出第11号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の中止を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年12月14日

提出者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛成者 吉川市議会議員 遠藤 義法

〃 飯島 正義

吉川市議会議長 加藤 克明 様

提案理由 口頭

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の中止を求める意見書

2023年4月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）がスタートします。

既に今年10月1日から、登録事業者の申請受付が始まりました。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは、取引内容や消費税率、消費税額などの記載要件を満たした請求書などを発行・保存しておくという制度です。要件を満たした請求書を保存しておくことで、仕入れ側は消費税の仕入額控除を受けることができます。

2019年10月の消費税増税に伴い軽減税率が導入されたことで、商品の仕入れや販売に関して、現在は2種類の税率が並行して運用されている状態です。インボイス制度の導入は、この状況下で取引の透明性を高めながら、正確な経理処理を可能にすることを目的としています。

この制度がスタートする2023年4月以降は、適格請求書（インボイス）を発行できる相手方からの課税仕入であれば、その際の仕入税額は控除対象とすることができますが、発行できない相手方からの課税仕入については、その際の仕入税額は控除対象から除外されてしまいます。つまり、仕入れ側が支払った消費税分は自腹を切って納税することになってしまいます。これまで年間売り上げが1,000万円以下の中小・小規模事業者は免税事業者とされてきましたが、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入により課税事業者となることを求められたり、取引を控えられたりする可能性が極めて高いことが予測されます。

昨年10月、日本商工会議所が公表した「中小企業における新型コロナウイルス感染拡大・消費税率引上げの影響調査結果」によると、課税事業者の約2割が「免税事業者との取引は（一切または一部）行わない」と免税事業者との取引を見直す意向を示しています。500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあるとも言われています。

中小・小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小・小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者に留まる中小・小規模事業者の成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるリスクも否定できません。

日本税理士会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全建総連、中小企業家同友会全国協議会、全国青年税理士連盟、全国青色申告会総連合、税経新人会全国協議会なども、コロナ禍の対応に追われる各事業者にとって大きな負担になることを強く懸念しています。

よって、適格請求書等保存方式（インボイス制度）は中止するべきだと考えます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月14日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
経済産業大臣
国税庁長官